



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 8 7 号 令和 7 年 1 1 月 7 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 6 8	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	スポーツ振興課
5 6 9	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
5 7 0	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
5 7 1	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	生産基盤課
5 7 2	道路の区域を変更する件	高規格道路課
5 7 3	建築基準法の規定による道路の位置を指定した件	都市計画課

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8	徳島県職員等（高等学校卒業程度）採用候補者名簿の確定	
9	採用候補者名簿の失効	

徳島県告示第五百六十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県スポーツ協会に委託した。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園の有料公園施設等に係るものに限る。）の徴収の事務

二 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）第十一条第一項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第五百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十一月七日から令和八年三月七日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都港区東新橋一丁目五番二号	中村 徳晴

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス阿南店
所在地 阿南市日開野町谷田八九一番地ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町四番一号	中村 徳晴

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都港区東新橋一丁目五番二号	中村 徳晴

4 変更年月日

令和七年七月二十二日

二 届出年月日

令和七年十月九日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年十一月七日から令和八年三月七日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル板野店

板野郡板野町川端字島中須八番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和七年徳島県告示第二百八十九号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三 法第八条第一項の規定により板野町から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

来店経路について、県道徳島引田線と店舗北側を通る町道との交差点（以下「店舗北西交差点」という。）のみならず、店舗東側を通る町道を利用する藍住町方面からの来店についても考慮すること。

店舗北西交差点から直道交差点までの間の信号が連動していないため、この区間において更なる渋滞が懸念される。

店舗北西交差点から東方向への進行について、南方からの来場による進入しか考慮されていないため、徳島板野警察署板野庁舎前を起点とする町道を東進し、店舗北西交差点に合流する経路についても考慮すること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

店舗北側を通る町道の店舗北西交差点から店舗北東の住宅地付近までの区間について、北側部分に歩道を設けるよう努めること。

3 街並みづくり等への配慮等

夜間における車からの照明が近隣住民に対し光害とならないよう、対応について検討すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年十一月七日から同年十二月七日まで

徳島県告示第五百七十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
電動旋回式二トンピラー形ジブクレーン 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県農林水産部農山漁村振興課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和七年九月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
大久保産業株式会社
徳島市昭和町八丁目八番地
- 五 落札金額
四千四百二十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年八月十二日

徳島県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 4		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
羽ノ浦福井				同	阿南市長生町南千足二七番一地从から 同 番五地先まで 一六			
同						新	旧	
一一・三〇・一二・四					九・〇〇・一二・四			五四・一
五四・一								

徳島県告示第五百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定の番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
第千二百十号	令和七年十一月七日	吉野川市鴨島町鴨島字本郷二八三番一の一部	五・〇〇	二二・四六

公 告

徳島健康生活協同組合職員労働組合から二〇二五年秋闘の要求に関して令和七年十一月八日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健康生協本部

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健康生協健康づくり事業部

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健生病院

三好市井川町吉岡一二七・二

健生西部診療所

阿南市津乃峰町新浜一二

健生阿南診療所

板野郡北島町中村字東開一四・一

健生きたじまクリニック

名西郡石井町高川原字高川原二二五五番

健生石井クリニック

徳島市北前川町五丁目一〇

健生歯科

鳴門市撫養町木津字西小沖七三二・二

健生歯科なると

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

健生在宅ケアセンター

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

健生さわやか在宅介護支援センター

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

とくしま健生ヘルパーステーション

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

とくしま健生デイサービスセンター

徳島市下助任町四丁目九番地

健生かがやき在宅介護支援センター

名西郡石井町高川原字高川原二二五五番

健生石井老健うぐいす

徳島市下助任町四丁目九番地

とくしま健生訪問看護ステーション

三好市井川町吉岡一六一・一

西部健生訪問看護ステーション

三好市山城町大川持字中ハシ五八三・四

山城健生訪問看護ステーション

三好市池田町サラダ一八七七・一

健生西部デイサービスなでしこ

徳島県人事委員会告示第八号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年十一月七日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている採用候補者数
徳島県職員（高等学校卒業程度） 採用候補者名簿	令和七年十月二十九日	徳島県職員採用試験（高等学校卒業程度） ○第一次試験 令和七年九月二十八日 ○第二次試験 令和七年十月二十二日及び二十四日	行政事務以下四試験区分 二十名
徳島県市町村立小・中学校職員 （高等学校卒業程度） 採用候補者名簿	令和七年十月二十九日	徳島県市町村立小・中学校職員採用試験 （高等学校卒業程度） ○第一次試験 令和七年九月二十八日 ○第二次試験 令和七年十月二十二日	学 校 事 務 三名

徳島県人事委員会告示第九号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四一九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和七年十月二十九日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和七年十一月七日

徳島県人事委員会委員長 坂田千代子

採用候補者名簿の名称		確定年月日
徳島県職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿		令和六年十一月十三日
徳島県市町村立小・中学校職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿		令和六年十一月十三日